

令和2年6月1日

防衛省労務管理課

在日米軍従業員のためのパワーハラスメント防止方針

- ・ 防衛省は、パワーハラスメントなど、個人の尊厳を損なう行為を許しません。また、それらの行為については制裁措置として厳しく対処します。
- ・ 在日米軍従業員は、パワーハラスメントなど、個人の尊厳を損なう行為を行ってはなりません。
- ・ 防衛省は、パワーハラスメントなどの解決のために相談窓口を設け、的確な解決を目指します。また、米側に対しても、日本においてパワーハラスメントと判断される行為等について理解を求めるとともに、迅速な解決のため、積極的に調整してまいります。相談者や、事実関係の確認に協力した方に対し、不利益な取扱いはいりません。また、プライバシーを守って対応します。

【ハラスメント相談窓口】

- ・ 岩国防衛事務所 労務対策担当 0827-21-6195
- ・ エルモ岩国支部 職場生活相談窓口 0827-21-1271